

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「決算の早期審査のための具体策」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

平成十五年一月二十九日

参議院改革協議会座長 青木 幹 雄

参議院議長 倉田 寛 之 殿

決算の早期審査のための具体策について

- 1 決算委員会が早期に決算の審査を行うことを可能とするため、平成十三年度決算(第百五十六回国会召集日提出)からは、決算が提出される常会の冒頭に、本会議における概要報告の聴取及び質疑を行うこととする。
本院予算委員会の総予算の基本的質疑終了後、予算委員会終了までに決算委員会の全般的質疑の一日を行うこととし、出席大臣は内閣総理大臣以下全大臣とする(TV入り)。
決算審査は、審査の結果を翌年度予算編成の概算要求に反映できるようにするため、常会中に終了するよう努めるものとする。
- 2 決算の早期審査を確固たらしめるためには、さらに決算の早期提出が必要である。この点に関しては、財政法の改正を含め検討するとともに、衆議院議長と協議の上、内閣に対し決算を秋の臨時会に提出するよう求め、臨時会中の本会議における概要報告の聴取及び質疑を可能とすることとする。

参議院改革協議会

座 長 青木 幹雄(自保)

協議員 泉 信也(自保)

同 野間 赳(自保)

同 松谷 蒼一郎(自保)

同 溝手 顕正(自保)

同 齋藤 勁(民主)

同 直嶋 正行(民主)

同 木庭 健太郎(公明)

同 池田 幹幸(共産)

同 松岡 満壽男(国連)

同 淵上 貞雄(社民)